

報告第4号

専決処分の報告について

令和6年2月に発生した和光市図書館女子トイレからの漏水に関する損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

和光市長 柴崎 光子

専 決 処 分 書

令和 6 年 2 月に発生した和光市図書館女子トイレからの漏水に関する損害賠償の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

3 3 7 , 3 6 8 円

2 賠償の相手方

- (1) 住所 東京都杉並区永福 [REDACTED]
- (2) 氏名 [REDACTED] 株式会社
代表取締役社長 [REDACTED]

令和 6 年 4 月 2 3 日

和光市長 柴崎 光子

漏水の概要

(1) 発生日時

令和 6 年 2 月 1 0 日（土）午後 6 時頃

(2) 発生場所及び被害の状況

和光市図書館女子トイレの洋式便器から水があふれたことにより、階下にある [REDACTED] の商品が水にぬれ、さらに天井パネルへ染みが付着する損害を与えた。

(3) 賠償額について

市の顧問弁護士への相談を踏まえた上で、双方で協議をした結果、次のとおり市が賠償金を支払うことで合意した。

ア	濡れた商品の買い取り見積額	1 7 2 , 3 6 8 円
イ	天井パネルの交換工事見積額	1 6 5 , 0 0 0 円
	合計	3 3 7 , 3 6 8 円